

平成30年第5回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

平成30年5月14日（月）午後2時
我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出 席 委 員

1番 嶺 岸 勝 志	2番 成 島 誠
3番 大 炊 三 枝 子	4番 中 野 栄
5番 大 井 栄 一	6番 根 本 博
7番 田 村 星 寿	8番 宮 久 保 勝
9番 三 須 清 一	

4. 欠席委員

10番 須 藤 喜 一 郎

5. 出席事務局職員

局 長	増 田 浩 四 郎
次 長	丸 山 正 晃
庶務係長	富 塚 隆 則
農地係長	鈴 木 光 一
農政課主任	美 濃 佑 樹

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第5号 農用地利用集積配分計画（案）について
議案第6号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

報告事項

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第4号 農地法第3条の3の規定による届出書について
- 報告第5号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて

三須清一会長 ただ今から平成 30 年第 5 回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 9 名の出席をいただいておりますので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

7 番 田村星寿委員

8 番 宮久保勝委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には事務局職員の鈴木係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の目次をお開きください。

本日ご審議いただく案件は議案第 1 号から第 6 号まで、合計 6 議案についてです。

議案第 1 号は「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。申請件数は 3 件です。

議案第 2 号は「農地法第 4 条の規定による許可申請について」です。申請件数は 2 件です。

議案第 3 号は「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。申請件数は 7 件です。

議案第 4 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」です。申請件数は利用権の新規設定が 16 件、再設定が 1 件です。

議案第 5 号は「農用地利用配分計画（案）について」です。

議案第 6 号は「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」で、1 件です。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成 30 年 5 月 14 日、我孫子市農業委員会会長、

三須清一。

それでは整理番号1の説明をいたします。議案資料は1ページからとなります。

申請地は〇〇字〇〇〇地先の畑一筆、面積は558m²です。JR成田線〇〇駅の北側約500mに位置しています。位置図は議案資料の3ページをご覧ください。

賃借権の設定で、借受者は〇〇在住の平成24年5月からの新規就農者です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 暫時休憩します。

(暫時休憩)

三須清一会長 それでは再開いたします。

宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

宮久保勝調査会長 議案第1号整理番号1について調査結果を報告します。借受者立会の下、現地調査を行い、審議しました。

借受者の同世帯の経営耕地面積は借受地のみで22.7アールです。農作業従事日数は本人が年間350日です。トラクター、農用車などを所有しています。

経営農地についてはすべて効率的に耕作していて、常時従事要件も満たしていることから農地法第3条第2項第1号(全部効率利用)、第3号(農作業常時従事)、第5号(地域調和)には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

成島委員。

成島誠委員 これで許可となったら、〇〇さんの許可はずっと続くのか、それとも何年か後にはまた申請しなければいけないのか。

三須清一会長 事務局、説明をお願いします。

事務局 農地法3条の場合には、お互いがいわゆる合意解約をしない限りはずっと続きます。そして、仮に何らかの事情により農地の所有者さんが解約をしたいとなった場合にはそういった農地法18条の手続きをしていただいて、そして解約をするというかたちになります。

成島誠委員 分かりました。

三須清一会長 よろしいですか

成島誠委員 はい。

三須清一会長 ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第1号整理番号1を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第1号整理番号2について審議したいと思います。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書1ページをご覧ください。整理番号2の説明をいたします。議案資料は6ページからとなります。

申請地は〇〇字〇〇地先の畑一筆、面積は1,712m²です。JR成田線〇〇駅の北側約500mに位置しています。位置図は議案資料8ページとなります。

賃借権の設定で、借受者は整理番号1と同じ方です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

宮久保勝調査会長 議案第1号整理番号2について調査結果を報告します。借受者は整理番号1の方と同じです。借受者の立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

経営農地についてはすべて効率的に耕作していて、常時従事要件も満たしていることから農地法第3条第2項第1号(全部効率利用)、第3号(農作業常時従事)、第5号(地域調和)には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

議案第1号整理番号2を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号2は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第1号整理番号3を審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをご覧ください。整理番号3の説明をいたします。議案資料は12ページからとなります。

申請地は〇〇字〇〇〇地先の畑一筆、面積は558m²です。JR成田線〇〇駅の北西約1.3kmに位置しています。位置図は議案資料の14ページをご覧ください。

譲渡による所有権の移転です。譲受人は〇〇の農業者で、経営拡大のために行うものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

宮久保勝調査会長 議案第1号整理番号3について調査結果を報告します。借受者立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

借受者の同世帯の経営耕地面積は自作地約2.88ヘクタールです。農作業従事日数は本人が年間150日、夫と子の妻がそれぞれ50日です。トラクター、農作業施設を所有しています。

経営農地についてはすべて効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

大炊三枝子委員。

大炊三枝子委員 この資料を見ますと、譲受人の〇〇さんですか、職業が主婦となっていますけれども、農業を趣味でやっという、そういう理解でいいわけですか。

ね。従事日数が 150 日ですか、それでも問題ないということですね。

事務局 はい。従事日数が 150 日ですので、農作業に常時従事する者と認められると
考えます。

大炊三枝子委員 分かりました。でしたら結構です。

三須清一会長 よろしいですか。

大炊三枝子委員 はい。

三須清一会長 ほかにございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第 1 号整理番号 3 を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願い
します。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 1 号整理番号 3 は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 2 ページをお開きください。

議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があっ
たのでこの会の意見を求めます。提出日平成 30 年 5 月 14 日、我孫子市農業委員会会長、
三須清一。

それでは整理番号 1 の説明をいたします。議案資料は 18 ページからとなります。

転用目的は太陽光発電施設を設置するものです。申請地は〇〇字〇〇地先の畑一筆、面
積は 1,114m²です。JR 成田線〇〇駅の北東約 1.6km に位置しています。位置図は議案
資料 21 ページをご覧ください。

申請者は〇〇〇在住の方です。自己所有の農地を利用して太陽光発電施設を設置するも
のです。事業費は施設建設費〇, 〇〇〇万円、その他〇〇〇万〇, 〇〇〇円で、合計〇,
〇〇〇万〇, 〇〇〇円です。金融機関からの融資を受けて行う計画で、証明書を確認して
います。

なお、東京電力への売電価格は 1 kw 当たり税別〇〇円で、20 年の固定契約となっております。

他法令については特にありません。

事務局からは以上です。

三須清一会長 宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

宮久保勝調査会長 議案第2号整理番号1について調査結果を報告します。申請者立会の下、現地調査を行い、審議しました。

申請地は障害物もなく、平坦地で道路に接しているため設置が容易であり、太陽光発電施設用地として適しています。さらに自己所有地であることから農地転用を行うものです。

当該地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。

雨水は敷地内で自然浸透により処理します。発電所には隣接する農地があるため、通風、日照等の影響がないようにパネルは配置、高さを考慮して設置します。区境界にはフェンスを設け、外部からの侵入を防ぐとのことです。

なお、隣接農地所有者からは快諾をいただいているとのことです。

第2調査会では立地基準や一般基準を満たしていることから全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号整理番号1に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第2号整理番号1を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号1は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号整理番号2を審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをご覧ください。整理番号2の説明をいたします。議案資料は25ページからとなります。

転用目的は太陽光発電施設を設置するものです。申請地は〇〇〇〇字〇〇〇地先の現況地目・畑3筆、合計面積は371.91m²です。JR成田線〇〇駅の南西約1.6kmに位置し

ています。位置図は議案資料 28 ページをご覧ください。

申請者は〇〇〇在住の方です。自己所有の農地を利用して太陽光発電施設を設置するものです。事業費は施設建設費〇, 〇〇〇万円、その他〇〇〇万〇, 〇〇〇円で、合計〇, 〇〇〇万〇, 〇〇〇円です。金融機関からの融資を受けて行う計画で、証明書を確認しています。

なお、東京電力への売電価格は 1 kw 当たり税別〇〇円で、20 年の固定契約となっております。

他法令については特にありません。

事務局からは以上です。

三須清一会長 宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

宮久保勝調査会長 議案第 2 号整理番号 2 について調査結果を報告します。申請者立会の下、現地調査を行い、審議しました。

申請地は何も耕作していませんでした。自己所有地であり、他に適する土地がないことから太陽光発電事業用地として活用するため農地転用を行うものです。

当該地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから第 2 種農地と判断しました。

雨水は敷地内で自然浸透により処理します。発電所のパネルで隣接地が影にならないように、発電所は隣接地より少し離して配置します。土止めなどで土砂の流出を防止します。危険防止のため敷地内をフェンスで囲み、草が生えないように除草剤を散布し、定期的な見回り、点検をします。また、景観を損なわないために水路側に植栽します。

なお、隣接農地所有者からは太陽光発電に理解をいただいているとのことでした。

第 2 調査会では立地基準や一般基準を満たしていることから全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第 2 号整理番号 2 に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第 2 号整理番号 2 を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号2は原案どおり許可することに決定いたしました。続いて、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を審議します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお開きください。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成30年5月14日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案第3号整理番号1から7までは譲受人が同一で、一体的な事業でありますので一括で説明いたします。議案資料は32ページからとなります。

転用目的は太陽光発電施設を設置するものです。申請地は〇〇字〇〇〇〇地先の畑24筆、合計面積は1万9,032m²です。JR成田線〇〇駅の北東約900mに位置しています。位置図は議案資料53ページをご覧ください。

譲受人は不動産事業、太陽光発電システムの販売、施工及び売電事業を行っている東京スマートハウジング株式会社で、譲渡人は7件です。農地を買収して太陽光発電施設を設置するものです。

事業費は土地代金が〇,〇〇〇万〇,〇〇〇円、施設建設費が〇億〇,〇〇〇万〇,〇〇〇円です。全額事業者の自己資金で賄うものです。金融機関の残高証明書で確認をしています。

なお、東京電力への売電価格は1kw当たり税別〇〇円で、20年の固定契約となっております。

他法令については特にありません。

事務局からは以上です。

三須清一会長 宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

宮久保勝調査会長 議案第3号整理番号1から7について調査結果を報告します。譲渡人、譲受人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

申請地は日照条件がよく、道路や電柱が近くにあり、隣接地24筆を合わせると大規模な太陽光発電事業用地として適しているため、太陽光発電事業を目的とする譲受人が農地転用を伴う所有権移転を行うものです。

当該地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。

雨水は敷地内で自然浸透により処理します。発電所による周辺土地への日照、通風等の

影響はほとんどありません。付近の耕作物に被害を及ぼさないよう注意し、万が一の場合には責任をもって問題を善処するとのことでした。

また、定期的な除草管理をし、周辺農地への配慮に努めるとのことです。

さらに、敷地内をフェンスで囲うことで防犯、防災対策をし、万が一の盗難に備え、施錠して一層のトラブル防止に努めるとのことです。

第2調査会では立地基準や一般基準を満たしていることから全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 議案第3号整理番号1から7に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

議案第3号整理番号1から7については同一事業であるため、一括して採決します。これにご異議ございませんか。

(なし)

異議なしと認めます。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号1から7は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第4号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の8ページをお開きください。

議案第4号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。平成30年5月14日提出、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

新規設定が16件、再設定が1件です。議案資料は60ページからとなります。

整理番号1の賃借権を設定する農地は〇〇〇地先の畑一筆、面積は2,079m²です。借受者は〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は全面積に対して〇万円で、期

間は10年間です。

整理番号2の賃借権を設定する農地は〇〇〇地先の畑二筆、合計面積は3,391m²です。借受者は整理番号1と同じで、貸付者は〇〇の方です。賃借料は10アール当たり〇,〇〇〇円で、期間は10年間です。

整理番号3の賃借権を設定する農地は〇〇字〇〇〇〇地先の畑一筆、面積は1,041m²です。借受者は〇〇〇在住の平成27年5月からの新規就農者で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は10アール当たり〇万円で、期間は3年間です。

整理番号4の使用賃借権を設定する農地は〇〇〇地先の畑二筆、合計面積は4,194m²です。借受者は〇〇在住の今年度からの新規就農者で、貸付者は〇〇の方です。賃借は無償で、期間は1年間です。

整理番号5の使用賃借権を設定する農地は〇〇〇字〇〇〇〇地先の畑一筆です。面積は819m²です。借受者は整理番号4と同じ方で、貸付者は〇〇〇の方です。賃借は無償で、期間は1年間です。

整理番号6の賃借権を設定する農地は〇〇字〇〇〇〇地先の畑一筆、面積は1,381m²です。借受者は〇〇〇〇在住の今年度からの新規就農者で、貸付者は〇〇〇の方です。賃借料は全面積に対して〇万〇,〇〇〇円で、期間は3年間です。

次に、整理番号7から12までの借受者は整理番号6の方です。いずれも借受期間は3年で、借賃は無償です。

整理番号7の使用賃借権を設定する農地は〇〇字〇〇〇〇地先の畑一筆です。面積は1,819m²です。貸付者は〇〇の方です。

整理番号8の使用賃借権を設定する農地は〇〇字〇〇〇〇地先の畑一筆、面積は799m²です。貸付者は〇〇の方です。

整理番号9の使用賃借権を設定する農地は〇〇字〇〇〇〇地先の登記地目・畑、現況地目・雑種地の一筆、面積は272m²です。貸付者は〇〇の方です。

整理番号10の使用賃借権を設定する農地は〇〇字〇〇〇〇地先の畑一筆、面積は1,628m²です。貸付者は〇〇の方です。

整理番号11の使用賃借権を設定する農地は〇〇字〇〇〇〇地先の登記地目・畑、現況地目・田の一筆、面積は670m²です。貸付者は〇〇〇の方です。

整理番号12の使用賃借権を設定する農地は〇〇字〇〇〇〇〇地先の畑一筆、面積は555m²です。貸付者は〇〇の方です。

整理番号13の賃借権を再設定する農地は〇〇〇〇地先の田一筆、面積は2,256m²です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgで、期間は6年間です。

次に、整理番号14から17まではすべて新規設定です。借受者は公益社団法人千葉県

園芸協会で、いずれも借受期間は 10 年間です。

整理番号 14 の賃借権を設定する農地は〇〇〇字〇〇〇〇地先の現況地目・田の 4 筆、〇〇〇字〇〇〇の田一筆で、合計面積は 9,344m²です。貸付者は〇〇〇の方で、賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇〇kg です。

整理番号 15 の賃借権を設定する農地は〇〇地先の田二筆、面積は 4,345m²です。貸付者は〇〇の方で、賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ玄米〇〇kg です。

整理番号 16 の賃借権を設定する農地は〇〇地先の田一筆、〇〇〇地先の田一筆で、合計面積は 5,063m²です。貸付者は〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ玄米〇〇kg です。

整理番号 17 の賃借権を設定する農地は〇〇〇地先の田一筆、面積は 3,082m²です。貸付者は〇〇市の方です。賃借料は 10 アール当たりその年の J A ちば東葛出荷の〇〇kg の金額です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

宮久保勝調査会長 議案第 4 号整理番号 1 及び 2 の借受者の経営面積は借受地のみで、約 97.9 アールです。農業従事日数は本人が年間 280 日、妻が 50 日です。トラクター 1 台を始め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号 3 の借受者の経営面積は借受地のみで、約 40.8 アールです。農業従事日数は本人が年間 300 日です。耕運機 1 台を初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号 4 及び 5 の借受者は今年度からの新規就農者で、農政課に提出済みの就農計画により農業従事日数は本人が年間 250 日、妻、父、母が年間 200 日です。

整理番号 6 から 12 の借受者は今年度からの新規就農者で、農政課に提出済みの青年等就農計画により農業従事日数は本人が年間 250 日、父が 200 日、母が 100 日です。

整理番号 13 の借受者の経営面積は借受地を含め、約 6.35 ヘクタールです。農業従事日数は本人と子がそれぞれ年間 300 日、妻が 200 日です。トラクター 2 台を初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号 14 から 17 までは農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会が借り受け、農用地利用配分計画（案）に基づき、権利設定するものです。

以上の内容を基に審査しましたところ、第 2 調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから整理番号 1 から 17 までの計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

中野委員。

中野栄委員 ○○さんという方がいますけど、この前○○さんが言っていた遊休農地を耕しているというあの人なんですか。

(発言あり) そうです。

中野栄委員 分かりました。

三須清一会長 よろしいですか。

中野栄委員 はい。

三須清一会長 ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第4号「農用地利用集積計画(案)の決定について」の整理番号1から17までを一括して採決したいと思います。原案どおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号整理番号1から17は原案どおり決定することとしました。続いて、議案第5号「農用地利用配分計画(案)について」を審議します。

なお、総会資料69ページについては○○○委員が利用権設定者となっております。○○委員には農業委員会会議規則第14条の規定に基づき、議事参与の制限があります。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の13ページをお開きください。

議案第5号「農用地利用配分計画(案)について」。農用地利用配分計画(案)についてこの会の意見を求めます。平成30年5月14日提出、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項の規定により、市長から農

業委員会に対して農用地利用配分計画（案）について意見を求められたものです。農地中間管理機構である千葉県園芸協会による〇〇〇ほかの田の貸付に係る計画案を作成するものです。

計画の詳細は農政課より説明します。

農政課美濃佑樹主任 農政課の美濃です。よろしくお願いいたします。

私からは第5号の農用地利用配分計画についてご説明いたします。皆様のお手元にあるかと思うんですけども、A4横書きの決定基準というものを交えつつご説明させていただければと思います。

今回農用地利用集積計画が先ほどありましたけども、そちらのうち千葉県園芸協会に貸し付けをされた整理番号14から17の4件が今回の農用地利用配分計画の対象となる部分になります。

中間管理事業で農地を借り受けるためには、こちらの決定基準の横の用紙の一番上に書いてある基本原則1と2に該当していることが条件になります。まず、貸し付ける農用地を該当する受け手に貸し付けた場合、規模拡大または分散錯圃の解消に資すること。2番目が、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないことです。こちらの2番目については、早い話が周りの農業者に迷惑を掛けずに農業経営を行うことができるという意味でございます。

今回利用の配分を受ける方がそれぞれ資料の67ページ、68ページ、69ページにあります3経営体です。こちらは基本原則を満たしていると考えられます。それぞれの案件についてご説明いたします。

まず議案資料の67ページです。こちらの方については柏市の法人への配分です。対象となる農地は〇〇〇の田5筆です。〇〇〇の農地に関しましては、農政課のほうで定めている人・農地プランで同法人へ集積することというふうになっております。また、当該農地の所有者がこちらの法人への貸し付けを強く希望しています。

続いて、68ページは白井市の法人への配分です。対象となる農地は〇〇の田3筆及び〇〇〇の田一筆です。当該農地の所有者が当該担い手への貸し付けを強く希望しています。また、当該法人についてはまだ掲載されていないんですけども人・農地プランに登載してほしいという希望を今出している法人様になります。

3件目は〇〇の担い手の方への配分です。こちらは69ページですね。対象となる農地は〇〇〇の田一筆です。当該農地については人・農地プランの〇〇〇〇、〇〇〇〇地区として定められた地区内です。同地区の担い手さんとなっております。また、当該農地の所有者さんはこちらの担い手様への貸し付けを強く希望しているということで今回配分させていただきました。

以上、67 ページ、68 ページ、69 ページの 3 件となっております。
農政課からは以上です。

三須清一会長 農政課の説明、よろしいですか。

(意見なし)

宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

宮久保勝調査会長 議案資料 67 ページをお開きください。

農用地利用配分計画（案）に基づき、株式会社山崎フロンティア農場に権利設定するものです。権利設定する土地は資料 67 ページの現況地目・田 5 筆、合計面積が 9,344m²です。

議案資料 68 ページをお開きください。

農用地利用配分計画案に基づき、株式会社竹田農場に権利設定するもので、権利設定する土地は資料 68 ページの現況地目・田 4 筆、合計面積が 9,408m²です。

議案資料 69 ページをお開きください。

農用地利用配分計画案に基づき、〇〇の農業者に権利設定するもので、権利設定する土地は資料 69 ページの現況地目・田一筆、面積が 3,082m²です。

第 2 調査会では貸し付ける農地を該当する受け手に貸し付けた場合、規模拡大または分散錯圃の解消に資するなどの決定基準を満たしていることから本計画案は適当と判断し、全員一致をもって「付すべく意見はなし」との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第 5 号の議案資料 67 ページ及び 68 ページに対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

議案第 5 号の議案資料 67 ページ及び 68 ページの「農用地利用配分計画（案）について」は「付すべく意見なし」と決定してよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 5 号の資料 67 ページ及び 68 ページは原案どおり決定することといたしました。

続いて、議案第 5 号議案資料 69 ページに対する質疑に入ります。

〇〇〇委員には先ほど申しましたとおり議事参与の制限がありますので退室していただきます。これにご異議ございませんか。

(なし)

異議なしと認めます。

(〇〇〇委員、退室)

議案第5号議案資料 69 ページについてご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

議案第5号議案資料 69 ページの「農用地利用配分計画（案）について」は「付すべく意見なし」と決定してよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第5号議案資料 69 ページは原案どおり決定することとしました。

〇〇〇委員には自席に戻っていただきます。

(〇〇〇委員が席に戻ったことを確認)

続いて、議案第6号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の14ページをお開きください。

議案第6号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」。下記のとおり農地法の許可を要しない土地の証明願の申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成30年5月14日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

所在地は〇〇字〇〇〇地先の登記地目・畑、現況地目・山林の一筆、面積は852m²です。〇〇〇〇東側、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の隣接地です。所有者は〇〇在住の方です。

資料70ページをお開きください。

当該地は願出人が平成26年に相続で取得したもので、平成元年以前から樹木が繁茂しており、農地としての利用には適さない状況です。また、隣接地は山林となっております。国土地理院が撮影の平成元年10月9日付けの空中写真でも山林状況である旨確認できました。

事務局からは以上です。

三須清一会長 宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

宮久保勝調査会長 議案第6号について調査結果を報告します。

対象地は農業公共投資の対象となっていない農地であることから第2種農地と判断しま

した。

現地を確認したところ、資料の写真でも分かるほど対象地は山林化しており、適正に農地として利用することは困難であることから、第2調査会では全員一致をもって農地法の規定に基づく許可を要しない土地と判断いたしました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第6号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、議案第6号に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第6号を採決します。農地法の規定に基づく許可を要しない土地と判断することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第6号は原案どおり証明すべきものと決定しました。

宮久保調査会長には自席に戻っていただきます。ご苦労さまでした。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。議案書は15ページからとなります。報告は第1号から第5号までの5件です。

報告第1号は「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、合計4件受理しました。転用目的・事由は、整理番号1及び4が宅地、整理番号2が児童福祉施設、整理番号3が道路付帯用地です。

続いて、報告第2号は「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、合計2件受理しました。転用目的・事由は2件とも宅地です。

以上、市街化区域内における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

続いて、議案書17ページとなります。

報告第3号は「農地法第18条第6項の規定による通知について」で、2件受理しました。農業基盤強化促進法による賃借権設定の解約の通知です。

続いて、報告第4号は「農地法第3条の3の規定による届出書について」です。3件受理したことを報告いたします。

続いて、議案書は19ページとなります。

報告第5号は「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」です。取下げ願

を1件受理したことを報告いたします。

以上、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理したものです。

三須清一会長 報告第1号から第5号まで何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

中野委員。

中野栄委員 ちょっと細かいことで申し訳ないんですけど、第2号の下に〇〇さんとありますよね。それからその裏の3号の2番に〇〇さんとありますけど、〇〇の〇〇って〇〇と〇〇があると聞いたんですけど、大丈夫ですか、これ。

三須清一会長 事務局、どうですか。

事務局 それは確認します。

中野栄委員 一番最初に変換されるのは〇〇だと。自分の携帯を見たら全部〇〇でした。この前ちょっと〇〇さんという親戚で葬式があって、葬儀屋に〇〇ですか、〇〇ですかと初めて聞いたんです。

事務局 分かりました。これは確認して、もし誤りがあるようでしたら訂正したものを議案書として交換するようにいたします。

中野栄委員 別に構わないらしいんですけど、役所の書類発行の時には、それは違っているとよく言われる人がいるらしいので。

事務局 分かりました。

三須清一会長 よろしいですか。

中野栄委員 はい。

三須清一会長 ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、我孫子市農業委員会平成30年第5回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人